平成２２年（フ）第４３９号
大阪市港区八幡屋４丁目７番１―504号
債務者　中嶋　鎮之
1　決定年月日時　平成22年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吹野　憲征
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年６月１日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２１８２号
名古屋市天白区大根町46番地　天白ハイツ202号
債務者　相庭　基宏
1　決定年月日時　平成22年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　馬路　充江
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年６月３日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成22年５月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第６号
埼玉県草加市氷川町1480番地１野嶋アパート201号
債務者　松浦　秀在
1　決定年月日時　平成22年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　澤田　博志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年６月４日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成22年５月21日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第６７号
盛岡市東中野字見石47番地５　コーポ大吉101号
債務者　菊池　清人
1　決定年月日時　平成22年３月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　姉帯　幸子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年６月１日午前10時
5　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第１０号
盛岡市下太田田中85番地８
債務者　山崎　千晶
1　決定年月日時　平成22年３月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山中　俊介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年５月27日午後４時
5　免責意見申述期間　平成22年５月26日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第１９０号
長野県小諸市大字柏木236番地６
債務者　千原　洋之
1　決定年月日時　平成22年３月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　町田　　清
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年６月11日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成22年６月４日まで
長野地方裁判所佐久支部

平成２２年（フ）第６０号
岐阜市山吹町５丁目13番地２
債務者　野々村　隆
1　決定年月日時　平成22年３月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　飯沼　敦朗
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年６月８日午前10時
5　免責意見申述期間　平成22年６月17日まで
岐阜地方裁判所

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第２２号
山形県東置賜郡高畠町大字一本柳1146番地
債務者　渡會　雅弘
1　決定年月日時　平成22年３月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２２年（フ）第２６号
山形県東置賜郡川西町大字洲島4785番地の３
債務者　我妻光吉郎
1　決定年月日時　平成22年３月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２２年（フ）第３１号
山形県米沢市万世町桑山4096番地
債務者　鈴木　芳隆
1　決定年月日時　平成22年３月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２１年（フ）第５００号
千葉県佐倉市羽鳥1091番地
債務者　金子　光吉
1　決定年月日時　平成22年３月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第１６号
千葉県白井市大山口２丁目４番16棟502号
債務者　長瀬　好子
1　決定年月日時　平成22年３月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第１８号
千葉県印西市木下東３丁目２番地12
債務者　藤巻　　清
1　決定年月日時　平成22年３月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第１９号
千葉県印西市高花１丁目６番地３棟201号
債務者　岩村由美子
1　決定年月日時　平成22年３月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第２９号
千葉県成田市本三里塚176番地36エメラルドコーポ201
債務者　常磐　恵介
1　決定年月日時　平成22年３月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第３１号
千葉県印西市草深1083番地３
債務者　白土　明美（旧姓安田）
1　決定年月日時　平成22年３月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第３２号
千葉県佐倉市大蛇町411番地19
債務者　佐野　一郎
1　決定年月日時　平成22年３月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第３３号
千葉県印旛郡印旛村岩戸137番地、住民票上の住所千葉県八千代市八千代台東６丁目12番18号
債務者　白銀理恵子
1　決定年月日時　平成22年３月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
千葉地方裁判所佐倉支部